

東部総局 施行細則

－ 更新差分 －

(昇降級規定等)

改正 平成 22 年 12 月 16 日

施行実施日 平成 23 年 1 月 1 日

注意事項

この施行細則（昇降級規定等）は、2010 年度までの東部総局施行細則の内容より、選手の皆様用に抜粋し製作いたしました施行細則（昇降級規定等）ですので章及び条項が抜け落ちている箇所があります。

5章 昇降級規定

○競技会基本ルール

競技者本人が体調不良により棄権を申し出た場合、その予選、または準決勝は残ったものとする。棄権した選手が次の予選、または準決勝、決勝6組に残っていた場合は、通過したものと認める。ただし、決勝において順位は付かないが、昇降級会議において、決勝棄権とういうかたちで決勝扱いとする。

第1条 選手のランキングは、1競技年度内の成績により、昇級又は降級を決定し、別表の規定により判定の困難な状態が生じた時には理事会の審議により決定する。

第2条 プロフェッショナル昇級規定を以下のように改定する。

級	摘要事項	昇級時期
A級	(イ) スタンダード・ラテン共通、B級競技会で2回3位以上に入賞し、準決勝に1回入賞したとき。	年度末
↑	(ロ) スタンダード・ラテン共通、B級競技会で3回決勝(1～6位)に入賞し、上位級で決勝(1～6位)に1回入賞するか、もしくは準決勝に2回入賞したとき。	年度末
B級	(ハ) スタンダード・ラテン共通、B級競技会で2回決勝(1～6位)に入賞し、上位級で決勝(1～6位)に1回と準決勝に1回入賞したとき、もしくは準決勝に3回入賞したとき。	年度末
B級	(イ) スタンダード・ラテン共通、C級競技会で3位以上1回と決勝(1～6位)に1回入賞したとき。	年度末
↑	(ロ) スタンダード・ラテン共通、C級競技会で3回決勝(1～6位)に入賞したとき。	年度末
C級	(ハ) スタンダード・ラテン共通、C級競技会で決勝(1～6位)に1回入賞し、上位級で決勝(1～6位)に1回入賞するか、もしくは準決勝に2回入賞したとき。	年度末
C級	(イ) スタンダード・ラテン共通、D級競技会で1位に入賞したとき。	即日
↑	(ロ) スタンダード・ラテン共通、D級競技会で6位以上に2回入賞したとき。	年度末
D級	(ハ) スタンダード・ラテン共通、上級競技会で6位以上に入賞したとき。	年度末
↑	(ハ) スタンダード・ラテン共通、D級競技会で準決勝以上に3回入賞した上で、その中の1回が6位以上のとき、もしくは準決勝に4回入賞したとき。	年度末
D級	(ニ) スタンダード・ラテン共通、D級競技会で準決勝以上に入賞した上で、上級競技会で準決勝以上に入賞したとき。	年度末

2. プロ、アマともC級競技会の種目数を3種目とする。ただし最終予選から4種目とする。

スタンダード	1回目	WTFの3種目	<u>最終予選</u> からQを加えた4種目
	2回目	TFQの3種目	<u>最終予選</u> からWを加えた4種目
	3回目	WFQの3種目	<u>最終予選</u> からTを加えた4種目
	4回目	WTQの3種目	<u>最終予選</u> からFを加えた4種目
ラテン	1回目	CSRの3種目	<u>最終予選</u> からPを加えた4種目
	2回目	SRPの3種目	<u>最終予選</u> からCを加えた4種目
	3回目	CRPの3種目	<u>最終予選</u> からSを加えた4種目
	4回目	CSPの3種目	<u>最終予選</u> からRを加えた4種目

第6条 降級規定

I = プロ降級規定

級	摘要事項	降級時期
A級 ↓ B級	(イ) 別表参考 ※印 基本は準決勝2回が原則です。 東部総局の選手権の準々決勝を設ける事によって準々決勝2回で準決勝と同等の扱いをする	年度末
B級 ↓ C級	(イ) スタンダード・ラテン共通、自己級及び上位競技会の最終予選の成績がおさめられなかったとき	年度末
C級 ↓ D級	(イ) 自己級競技会において、1回も最終予選の成績がおさめられなかったとき。 (ロ) 自己級競技会で2回以上一次予選を通過する成績をおさめられなかったとき。 (ハ) スタンダード・ラテン共通、上級競技会の一次予選を1回も通過する成績がおさめられなかったとき。	年度末

注) 全日本選抜選手権は決勝、準決勝は単科競技なので総合成績でポイントは決まる。
ムーアカップ、都知事杯は単科で降級規定に係^ひわっている^かので上位の成績をポイントとする。

A級 参考得点表 ②

1	2
33点	32点
8P+8P+17P	8P×4回

2の32点は最少維持ポイントです。

※別表降級規定

- (イ) 33、32得点者(引退者、降級者を除く)は3回(3競技年)を限度とし
3回目競技年度末を持って引退、又はB級降級、どちらかを選択する。
※上記は昇降級会議において判定され理事会を経由し選手に通達される。
注、3回(競技年)は連続とは限らない。
- (ロ) 32得点に満たない場合は1競技年度で降級する。

第7条 昇降級補足事項

- 1 プロフェッショナル・アマチュア共、A級選手は1競技年度内で東部総局主催の選手権、(東部日本ダンス選手権、東京ダンスグランプリ、東京ダンス選手権「アマチュア」、全関東ダンス選手権)の何れかの競技会に1度も出場していない場合、7条3は除外するものとする。
- 2 全ての選手権及びB級競技会において、出場選手が96組を越えて、ラウンド数が6ラウンドとなった場合は、1予選・2予選・3予選(最終予選)・準々決勝・準決勝・決勝と

別表 A級 ポイント表 ①

	全日本選抜	日本インター	J B D F カップ 全日本	東京 D G	全国国民	ジャパント	東部日本	全関東	都知事杯 ムーア	全神奈川
決勝	35P	35P	35P	23P	17P	17P	19P	19P	19P	19P
準決勝	20P	20P	20P	20P						
準々決勝	17P	17P	17P	17P	×	8P	8P	8P	×	8P

する。

但しエントリー締め切り時点で96組を超えている場合は若干の欠場があっても進行予定表を制作する関係で上記の規定で進行する。

- 3 全日本選抜選手権・日本インターナショナル選手権・J B D F プロフェッショナル選手権の準々決勝は他選手権の準決勝と同等の扱いとする。
- 4 公認競技会における競技中に生じた不測の事故傷害で競技出場が不可能となり公傷と認められた場合は、降級規定の適用を受けないものとする。
- 5 ジャパントロフィーは昇降級の適用を受ける競技会とする。
- 6 全国プロフェッショナル選手権、全国アマチュア選手権、神奈川選手権は降級規定の適用を受ける競技会とする。
- 7 関東甲信越、東北選手権はB級降級規定の適用を受ける競技会とする。
- 8 沖縄選手権はプロフェッショナルC級降級規定の適用を受ける競技会とする。
アマチュアは関東甲信越、東北アマチュア規定に準ずる。
- 9 N A T D主催のムーアカップ・スタンダード選手権・ラテン選手権（共にA級単科競技会）
N A T D杯はC級の降級規定の適用を受ける競技会とする。
- 10 公認競技会の競技中不測の事故傷害で競技出場が不可能となり、公傷と認められた場合、アマチュア選手で海外出張が長い期間にわたる時、申請により適当と認められた場合、降級規定の適用を受けないものとする。

産休規定

- 1 本総局産休規定は、期間、申請方法、必要書類等、昇降級規定の例外規定としてこれを設け、以下は産休を受けたときの付随事項である。
- 2 産休を受けようとする選手は、産休申請書に母子手帳のコピーを添付し、本総局長宛に申請しなければならない。
- 3 産休は母子手帳交付日より、1年間とする。

- 4 産休を受けた選手の昇降級は、2競技年度の中で正規の昇降級規定に準じて処理する事とする。
- 5 産休を受けた選手は、在籍年数に産休の1年間は加えないものとする。
- 6 産休を受けた場合でも、選手会を通じて登録をしなければならない。
- 7 万が一、流産した場合は、本総局長宛に届出なければならない。この場合でも産休は継続される。
- 8 産休の間は、例え正規のパートナーでも出場出来ない。
出場しても昇降級の対象にはならない。
- 9 その他規定で判断できない場合は、本総局理事会で決定する事とする。

第8条 A規程(スペシャルA級)

- 1 J B D Fプロフェッショナルダンス選手権、日本インターナショナル選手権、全日本選抜選手権において3回以上優勝、又は、これに準じる成績を得、チャンピオンとして相応しい人格を有する者は、運営委員会の審議により【SA級】の称号が与えられる。
- 2 SA級の選手は、降級することが無い。
- 3 SA級の選手が、2競技年度、競技会に不出場、若しくはSA級選手として相応しくない言動や成績を続けたときは引退勧告され、これに応じないときは選手資格を抹消される。
- 4 1・2・3項は、プロ、アマ、スタンダード及びラテンに共通する。
- 5 プロ、SA級選手が現役を引退して本総局に入会した時は、審査委員会に所属し直ちに審査することができる。

第6章 選手規定

第1条 移籍登録

- 1 他総局の登録選手が、本総局に移籍登録を希望する時は、次の書類を用意し登録手続きをしなければならない。
 - (1) 旧所属総局長発行の移籍承認書及び在籍証明書。
 - (2) 移籍願書
 - (3) 本総局の登録用紙(必要事項を記入したもの)。
- 2 他総局から本総局への移籍に伴う所属級の変動は、下記の通りとする。
 - (1) SA級及びJBDF選手権、日本インターナショナル選手権、全日本選抜選手権の準決勝に過去2年間以内に入賞しているA級選手を除き、原則として旧所属総局での級から、1階級降級するものとする。

第2条 アマチュアからプロフェッショナルへの転向。

- 1 マチュアからプロフェッショナルへの転向する時は、転向届けを提出し本総局の理事会の承認を得た後、選手登録をしなければ成らない。
- 2 アマチュアからプロフェッショナルへ転向した時の級の変動は、次の通りである。
 - (1) SA級は、A級に。
 - (2) A級は、C級に。 但し、全日本、日本インター、全日本選抜で転向時から遡って、2競技年度内に入賞している時は、B級に。
 - (3) B、C級は、D級にそれぞれ登録することが出来る。
 - (4) D級選手を含み以下選手は、ノービス級とする。
- 3 プロフェッショナルからアマチュアに転向する場合は次の通りである。
 - (1) アマチュア選手身分回復願い届けを提出しなければならない。
 - (2) 商業インストラクターの資格を返上し、A級選手は競技年度明けより1競技年度は出場出来ない。下位級は競技年度明けより出場可能と成る。

第3条 競技(技術)団体間の移籍

- 1 現に所属している競技(技術)団体から、他の競技(技術)団体への移籍は、現所

属団体の長と、新たに所属しようとする団体の長との合意がなければならない。

- 2 1項により合意が成立した時は、その合意書と移籍届を本総局長に提出しなければならない。
- 3 1項により合意並びに合意書が提出できない時には、理由書を添付した移籍願いを本総局理事会に提出し判定を受ける事ができる。

第4条 加盟団体及び支局主催の競技会

- 1 加盟団体及び支局主催の公認競技会における経費負担は、下記の通りとする。
 - (1) 公認料 出場組数 × 100円
 - (2) コンピューター打込料 出場組数 × 50円
 - (3) 機材貸出料 10,000円
 - (4) 本部事務所より会場までは、団体の責任で搬入

第5条 パートナー規程

- 1 アマチュア選手のパートナーは、アマチュア的女子に限る。
- 2 プロフェッショナル選手のパートナーは、限定されない。
- 3 プロフェッショナル選手のパートナーとして出場した女子は、アマチュア選手のパートナーとして出場することは出来ない。
但し、臨時パートナーとして、1競技年度1度の臨時パートナーの場合のみ、次年度よりアマチュア選手のパートナーとして出場することができる。
- 4 アマチュア現役選手のパートナーは、その登録年度中には、プロフェッショナル選手の臨時パートナーはできない。
- 5 アマチュア、プロフェッショナル共、SA級及びA級選手のパートナーは、下級の臨時パートナーとして競技に参加する事はできない。
- 6 B級以下のパートナーは、1階級下のパートナーとして出場する事ができる。
但し、出場申込書に臨時である事を明記することを要す。
- 7 パートナーシップを解消した場合でも、その年度内は5・6項を適用する。

- 8 パートナーとして再登録するときは、次年度にならなければ登録する事はできない。
但し、S A級のパートナーに限り理事会の審議を得なければならない。
- 9 同性同士のパートナーシップを組む事は出来ない。

第6条 アマチュア選手規程

- 1 教師資格を保持している者及びプロフェッショナルである事を声明した者は、アマチュア選手として競技会に出場する事はできない。
- 2 ダンスを踊ったり指導したりすることで必要経費以上の報酬や出演料を得ている者は、アマチュア選手として競技会に出場する事はできない。
- 3 アマチュアとして身分を失った選手が、その身分の回復を請願中にある時は、アマチュア選手として競技会に出場する事はできない。
- 4 アマチュア選手がデモンストレーションに出演する時は、出演願いを本総局に提出をしなければならない。その場合も必要経費以上の報酬を受けてはならない。

第7条 プロフェッショナル選手規程

- 1 プロフェッショナル選手は、競技会の審査をしてはならない。
但し、アマチュア競技会に限り、届出の上、理事会の承認を得ればその限りではない。

第8条 海外遠征に於ける選手規程

- 1 海外の技術習得を目的とした留学又は、研修旅行。
海外で開催される国際的な競技会に出場を希望する者。
事前に本総局長宛、文書により提出、理事会の審議を経て許可を得なければならない。
- 2 留学選手は、下記の条件を持つ者に限る。
 - (1) S A級又は、A級選手である事。
 - (2) 選手権の決勝に入賞している事。
 - (3) 期間が9ヶ月以上である事。
- 3 留学選手の特権
 - (1) 留学期間中は昇降級規定の適用は受けない。

(2) 帰国後直ちに如何なる選手権にも所定の手続きをすれば出場する事ができる。

4 研修旅行する選手の条件

(1) 留学以外の選手。

(2) 旅行期間中に於いても、競技規定の適用を受ける。

5 上記以外の事項については、本総局長宛、文書をもって具申し、理事会の審議を受けなければならない。

第9条 ジュブナイル、ジュニア、ユース、シニア、グランド・シニア、スーパーシニア規程

1 ジュブナイル 12歳(12歳の誕生日)未満の男女、ジュニアまで出場可能。
フィガー及び服装規制あり。

2 ジュニア 12歳より16歳(16歳の誕生日)未満の男女、ユースまで出場可能。

3 ユース 16歳より19歳(19歳の誕生日)未満の男女、アマチュアまで、出場可能。

4 シニア男女とも35歳以上のアマチュアに限る。

5 グランド・シニア... 55歳以上のアマチュア男子、パートナーはアマチュアのみで年齢は問わない。

6 スーパーシニア ... 65歳以上の男子、パートナーの年齢は問わない。